

平成20年7月28日

市政記者クラブ 様

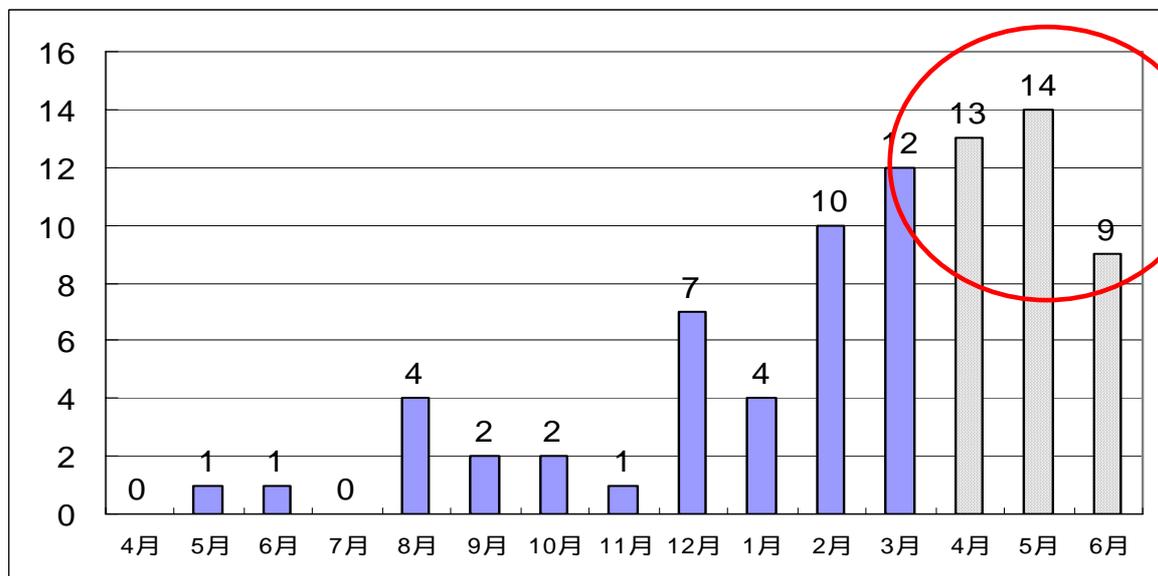
市民経済局消費生活センター  
担当：青山・鈴木 電話 222-9679

## 依然多い還付金詐欺の相談

名古屋市消費生活センターへの相談のうち、医療費や電話料金などの還付を装ってお金を騙し取る「還付金詐欺」の相談が引き続き多くなっていますので、市民に注意を促すため周知いただきますようお知らせします。

平成20年度の還付金詐欺の相談件数は、4月13件、5月14件、6月9件、合計36件の実績があり、相談者の半数は65歳以上の高齢者という状況です。被害は合わせて5件約1,000万円にのぼっています。

## 1 月別相談件数



## 2 被害件数・金額

年月	平成20年 4月	5月	6月	平成20年度 4～6月計	(参考) 平成19年度計
件数	2	2	1	5	3
金額(万円)	439	399	150	988	748

## 3 その他

還付金詐欺の被害を防止し、6月に施行された「振り込め詐欺被害者救済法(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律)」を周知するため、啓発ポスター(別添)を7月29・30日に地下鉄の全車両掲示するとともに、区役所などにも掲示します。

## 還付金詐欺から自分を守る3か条

第1条 電話を切り、役所などに確認する。

第2条 個人情報を教えない。

第3条 家族や警察に相談する。不審に思ったら警察の相談窓口(#9110)、緊急の場合は110番に通報する。

## < 参考 > 相談の内訳

### 還付金詐欺の手口に利用された公共的機関等（平成20年度）

区分	内容	件数
社会保険庁、同事務所等	医療費、社会保険料	14
市役所・区役所等	医療費	2
電話会社	電話料金	9
その他	医療費、過払い金	11
計		36

### 相談事例

「5年分の電話料金の還付金があります」と男性の声で大手電話会社を名乗り自宅に電話があった。と担当だという名前を名乗ったので信用してしまい、問われるまま自分の携帯電話の電話番号を教えた。すぐに繁華街にある大型スーパー内のATMに行くように言われ、いったん電話を切った際に息子に相談したところ「詐欺ではないか」と言うので行くことを止めた。

（60歳代 女性 家事従事者）

### 被害に気づいた時の対処法

お金を振込んでしまった場合など被害に気が付いたら、至急、振込先の金融機関、警察に相談する。

6月施行の「振り込め詐欺被害者救済法」により、詐欺に使われた口座が凍結され、被害額の一部が返金される道が開かれた。万が一被害にあったら、預金保険機構のHPに掲載の公告を見て、該当する口座の金融機関に返金申請をする。（機構問合せ先 03 - 3212 - 6076）

### 名古屋市消費生活センターでの相談

区分	相談方法	電話番号	受付時間
平日	電話・来所	222-9671	午前9時～ 午後4時15分
土・日曜日	電話	222-9690	

(注) 1 年末年始・祝日を除く

2 市内在住・在勤・在学の方が対象